

マレーシアとのAEO相互承認取決めの実施について

マレーシアとのAEO（認定事業者）相互承認取決め（以下「日馬間取決め」という。）については、平成26年6月27日に署名に至り、我が国とマレーシアとの税関当局において実施のための準備を進めてきたところですが、日馬間取決めに基づく措置（輸出入貨物の審査・検査の際に相手国のAEO事業者の資格をリスク評価に反映させる。）が3月1日より開始されますのでご案内します。

【我が国での輸出入申告においてベネフィットを得るためには】

1. 我が国の輸出入者及び通関業者は、輸出入申告手続において、以下の2. に掲げる事項以外に追加的作業や特別な手続を要しません。
2. 日馬間取決めを利用した輸出入申告を行うためには、マレーシアの制度において承認されたAEO輸出入者からAEO事業者コード（14桁）を聞き取り、これを12桁の日馬相互承認用コードに変換し、輸出申告時には「海外仕向人コード」欄へ、輸入申告時には「海外仕出人コード」欄へ入力する必要があります。
3. 日馬相互承認用コードを「海外仕向人コード」又は「海外仕出人コード」欄へ入力しなくても輸出入申告を行うことができますが、取り扱いは通常の輸出入申告と同様です。

【マレーシアでの税関手続においてベネフィットを得るためには】

我が国のAEO輸出入者がマレーシアの税関手続におけるベネフィットを得るためには、当該AEO輸出入者がマレーシアの輸出入者に対して、自身がAEO事業者であること及びその相互承認用コードを通知し、マレーシアの輸出入者がそのコードをマレーシアにおける輸出入手続の際に入力する必要があります。

日馬間取決め詳細は、税関ホームページをご覧ください。

http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/facilitation/ka20140627.htm

マレーシアとのAEO相互承認に関しご不明なことがありましたら、大阪税関業務部認定事業者管理官（06-6576-3391、3163、3157、3195、3240）にお問合せください。

平成27年3月1日より

日マレーシア間AEO相互承認 が実施されます。

1 マレーシアとのAEO相互承認の実施にあたり、日本のAEO輸出入者の皆様は、以下の方法で、マレーシアでの輸出入手続において相互承認のメリットを受けることができます。

日本のAEO輸出入者の方は、皆様の日マレーシア相互承認用コードをマレーシアの取引相手にお知らせ下さい。

※相互承認用コードは、各税関のAEO制度担当からお知らせ致します。

マレーシアの輸出入者がそのコードをマレーシアでの輸出入手続の際に入力することで、皆様の貨物がマレーシアでの輸出入手続において、相互承認のメリットを受けることができます。

2 マレーシアのAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者の皆様は、以下の方法で、日本での輸出入手続において相互承認のメリットを受けることができます。

日本の輸出入者の皆様が取引を行うマレーシアの輸出入者が、AEO輸出入者である場合には、マレーシアのAEO輸出入者が保有する14桁のコード(参考1)を相手方に確認し、ルール(参考2)に従って12桁としたコードを日本での輸出入手続の際にNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力して下さい。

【参考1:マレーシアのAEO輸出入者が保有するコード(14桁)の体系】
“MY”+事業者ID(英数字5桁)+“H”+登録年(2桁)+連番(4桁)

【参考2:14桁から12桁への変換ルール】※次ページ参照
1桁目を“A”、2~6桁目を事業者ID、7,8桁目を登録年、
9,10桁目を“MY”、11,12桁目を“00”とする。(11,12桁目は、数字の「ゼロ」)
(例): MY12345H100001 → A1234510MY00

日マレーシア間AEO相互承認の内容については、

http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/facilitation/ka20140627.htm

をご参照下さい。

マレーシアのAEO事業者が保有する14桁のコード

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
規則	M	Y	事業者ID					H	登録年	連番				

日本のNACCS用に12桁とするコードへの変換

桁数			2	3	4	5	6		7	8				
規則	M	Y	事業者ID					H	登録年	連番				
例	M	Y	N ₁	N ₂	N ₃	N ₄	N ₅	H	1	0	0	0	0	1

(1桁目挿入)

A



M Y 0 0

(9~12桁目挿入)

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	A	事業者ID					登録年	M	Y	0	0	
例	A	N ₁	N ₂	N ₃	N ₄	N ₅	1	0	M	Y	0	0

日本での輸出入手続の際にNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力する相互承認用コード

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関	電話:0138-40-4254
東京税関	電話:03-3599-6343
横浜税関	電話:045-212-6125
名古屋税関	電話:052-654-4169
大阪税関	電話:06-6576-3391
神戸税関	電話:078-333-3071
門司税関	電話:050-3530-8312
長崎税関	電話:095-828-0126
沖縄地区税関	電話:098-862-9291